

No.	施設類型	中分類	施設名	建設年	避難所	耐震適合	指定管理	大規模改修予定	施設の方向性	現状分析・今後の課題・取組	具体的な取組内容	R2	3	4	5	6	7	8	9	10
301	16 公園	児童公園	いこいの森児童公園	H4					③現状維持 ↓ ⑫検討	市内全域からの利用が見込まれる拠点公園であり、市民の憩いの場として遊具、東屋などの必要な施設整備を行い、子育て環境の向上に努める。 また、周辺施設一帯として検討を行う。	周辺施設一帯との検討									
302	16 公園	児童公園	いこいの森管理棟（非木造）	S50		○			⑫検討	早期解体に向け関係部局と協議し、周辺施設一帯として検討を行う。	改修内容の精査と検証									
											方針決定									
303	16 公園	児童公園	いこいの森管理棟（木造）	H3					⑫検討	早期解体に向け関係部局と協議し、周辺施設一帯として検討を行う。	改修内容の精査と検証									
											方針決定									
304	16 公園	児童公園	いこいの森児童公園公衆便所	R5					⑫検討 ↓ ①建替え ↓ ③現状維持	経年劣化により改修が必要な状況であったことから、令和5年度建て替えを行った。	改修内容の精査と検証									
											方針決定									
											実施設計									
											建替工事									
305	16 公園	児童公園	城山児童公園	S50					③現状維持											
306	16 公園	児童公園	上片町児童公園	S41					③現状維持 ↓ ⑫検討	現在の利用状況を踏まえ、廃止も含め、施設の方針について土地所有者である地元自治会と協議する。	地元自治会との意見調整									
											方針決定									

桃色は令和8年〇月、水色は令和7年7月、
 橙色は令和6年7月、緑色は令和5年6月、
 茶色は令和4年6月改訂で修正したもの。

No.	施設類型	中分類	施 設 名	建 設 年	遊 難 所	耐 震 不 適 合	指 定 管 理	大 規 模 改 修 予 定	施設の 方向性	現状分析・今後の課題・取組	具体的な取組内容	R2	3	4	5	6	7	8	9	10
308	16 公園	児童公園	田端町児童公園	H1					③現状維持 ↓ ⑫検討	現在の利用状況を踏まえ、駅前大規模整備に併せて機能移転等について検討する。	機能移転の検討									
											方針決定									
309	16 公園	児童公園	十文字児童遊園地	S58					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園であり、指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整									
310	16 公園	児童公園	荒島児童遊園地	S47					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整									
311	16 公園	児童公園	荒屋児童遊園地	S46					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整									
312	16 公園	児童公園	上鍛冶屋児童遊園地	S58					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整									
313	16 公園	児童公園	馬場児童遊園地	S49					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整									
314	16 公園	児童公園	大津第一児童遊園地	S47					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整									
315	16 公園	児童公園	貝附第一児童遊園地	S49					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整									

桃色 は令和8年〇月、水色 は令和7年7月、
 橙色 は令和6年7月、緑色 は令和5年6月、
 茶色 は令和4年6月改訂で修正したもの。

No.	施設類型	中分類	施 設 名	建 設 年	避 難 所	耐 震 不 適 合	指 定 管 理	大 規 模 改 修 予 定	施設の 方向性	現状分析・今後の課題・取組	具体的な取組内容	R2	3	4	5	6	7	8	9	10
316	16 公園	児童公園	金屋第一児童遊園地	S46					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整									
317	16 公園	児童公園	坂町児童遊園地	H14					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整									
318	16 公園	児童公園	下鍛冶屋児童遊園地	S46					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整									
319	16 公園	児童公園	田島児童遊園地	S46					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整									
320	16 公園	児童公園	田屋児童遊園地	S50					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整									
321	16 公園	児童公園	鳥屋第一児童遊園地	S51					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整									
322	16 公園	児童公園	鳥屋第二児童遊園地	S51					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整									
323	16 公園	児童公園	中野児童遊園地	S47					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整									
324	16 公園	児童公園	梨木児童遊園地	S47					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整									

桃色 は令和8年〇月、水色 は令和7年7月、
 橙色 は令和6年7月、緑色 は令和5年6月、
 茶色 は令和4年6月改訂で修正したもの。

No.	施設類型	中分類	施 設 名	建 設 年	避 難 所	耐 震 不 適 合	指 定 管 理	大 規 模 改 修 予 定	施設の 方向性	現状分析・今後の課題・取組	具体的な取組内容	R2	3	4	5	6	7	8	9	10
325	16 公園	児童公園	名割児童遊園地	S30					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整									
326	16 公園	児童公園	花立第一児童遊園地	S61					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整									
327	16 公園	児童公園	羽ヶ榎児童遊園地	S62					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整									
328	16 公園	児童公園	春木山児童遊園地	S46					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整									
329	16 公園	児童公園	藤沢児童遊園地	S46					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整									
330	16 公園	児童公園	松山児童遊園地	-					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整									
331	16 公園	児童公園	山口児童遊園地	S40					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整									
332	16 公園	児童公園	飯岡児童公園	H4					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整									

桃色 は令和8年〇月、水色 は令和7年7月、
 橙色 は令和6年7月、緑色 は令和5年6月、
 茶色 は令和4年6月改訂で修正したもの。

No.	施設類型	中分類	施 設 名	建 設 年	避 難 所	耐 震 不 適 合	指 定 管 理	大 規 模 改 修 予 定	施設の 方向性	現状分析・今後の課題・取組	具体的な取組内容	R2	3	4	5	6	7	8	9	10
333	16 公園	児童公園	今宿児童遊園	H4					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整									
334	16 公園	児童公園	河内児童公園	S62					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整									
335	16 公園	児童公園	川部児童公園	S62					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整									
336	16 公園	児童公園	北新保児童公園	H1	□				③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整									
337	16 公園	児童公園	里本庄児童公園	S57					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整									
338	16 公園	児童公園	殿岡児童公園	H29					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整									
339	16 公園	児童公園	長松児童公園	H28					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整									
340	16 公園	児童公園	福田児童公園	H2					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整									
341	16 公園	児童公園	南大平児童公園	S61					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整									

桃色 は令和8年〇月、水色 は令和7年7月、
 橙色 は令和6年7月、緑色 は令和5年6月、
 茶色 は令和4年6月改訂で修正したもの。

No.	施設類型	中分類	施 設 名	建 設 年	遊 難 所	耐 震 不 適 合	指 定 管 理	大 規 模 改 修 予 定	施設の 方向性	現状分析・今後の課題・取組	具体的な取組内容	R2	3	4	5	6	7	8	9	10
342	16 公園	児童公園	南田中児童公園	H3					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整									
343	16 公園	児童公園	宿田児童公園	H2					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整									
344	16 公園	児童公園	山田児童遊園	H3					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整									
345	16 公園	児童公園	指合児童公園	S57					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整									
346	16 公園	児童公園	赤松児童公園	H23					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整									
465	16 公園	児童公園	花立第二児童遊園地	S61					③現状維持	利用がある程度当該住民に限られた身近な公園。自治会による維持管理を継続する。										
		児童公園の数	46																	

桃色 は令和8年〇月、水色 は令和7年7月、
 橙色 は令和6年7月、緑色 は令和5年6月、
 茶色 は令和4年6月改訂で修正したもの。

No.	施設類型	中分類	施 設 名	建 設 年	避 難 所	耐 震 不 適 合	指 定 管 理	大 規 模 改 修 予 定	施設の 方向性	現状分析・今後の課題・取組	具体的な取組内容	R2	3	4	5	6	7	8	9	10
347	16 公園	農村公園	西興屋農村公園	H28			○		③現状維持	指定管理により現状を維持しながら継続して運営することとする。（H30～R10）	指定管理									
348	16 公園	農村公園	鋳物師農村公園	H3			○		③現状維持	指定管理により現状を維持しながら継続して運営することとする。	指定管理		→	←					→	←
349	16 公園	農村公園	大関農村公園	H7			○		③現状維持	指定管理により現状を維持しながら継続して運営することとする。	指定管理		→	←					→	←
350	16 公園	農村公園	下渡農村公園	H8			○		③現状維持	指定管理により現状を維持しながら継続して運営することとする。	指定管理		→	←					→	←
351	16 公園	農村公園	浜新田農村公園	S62			○		③現状維持	指定管理により現状を維持しながら継続して運営することとする。	指定管理		→	←					→	←
352	16 公園	農村公園	四日市農村公園	H1			○		③現状維持	指定管理により現状を維持しながら継続して運営することとする。	指定管理		→	←					→	←
353	16 公園	農村公園	門前せせらぎ公園	H12			○		③現状維持	指定管理により現状を維持しながら継続して運営することとする。当該住民に限らず広く利用	指定管理		→	←					→	←
354	16 公園	農村公園	荒島地区農村公園	H9			○		③現状維持	指定管理により現状を維持しながら継続して運営することとする。	指定管理				→	←				
355	16 公園	農村公園	海老江農村公園	H10			○		③現状維持	指定管理により現状を維持しながら継続して運営することとする。	指定管理				→	←				
356	16 公園	農村公園	切田農村公園	H8			○		③現状維持	指定管理により現状を維持しながら継続して運営することとする。	指定管理				→	←				
357	16 公園	農村公園	佐々木農村公園	H9			○		③現状維持	指定管理により現状を維持しながら継続して運営することとする。	指定管理				→	←				
358	16 公園	農村公園	名割農村公園	H29			○		③現状維持	指定管理により現状を維持しながら継続して運営することとする。（H30～R10）	指定管理									→
359	16 公園	農村公園	大津農村公園	H28			○		③現状維持	指定管理により現状を維持しながら継続して運営することとする。	指定管理								→	←

桃色 は令和8年〇月、水色 は令和7年7月、
 橙色 は令和6年7月、緑色 は令和5年6月、
 茶色 は令和4年6月改訂で修正したもの。

No.	施設類型	中分類	施 設 名	建 設 年	遊 難 所	耐 震 不 適 合	指 定 管 理	大 規 模 改 修 予 定	施設の 方向性	現状分析・今後の課題・取組	具体的な取組内容	R2	3	4	5	6	7	8	9	10
360	16 公園	農村公園	大津クロッカス農村公園	R2			○		③現状維持	指定管理により現状を維持しながら継続して運営することとする。（R2～R12）	指定管理									
361	16 公園	農村公園	中倉農村公園	H27			○		③現状維持	指定管理により現状を維持しながら継続して運営することとする。	指定管理									
362	16 公園	農村公園	有明郷清水公園	H12					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整		●→							
363	16 公園	農村公園	牛屋農村公園	S63					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整		●→							
364	16 公園	農村公園	大塚農村公園	H7					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整		●→							
365	16 公園	農村公園	潟端農村公園	H9					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整		●→							
366	16 公園	農村公園	上助刈農村公園	H10					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整		●→							
367	16 公園	農村公園	川部農村公園	H14					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整		●→							
368	16 公園	農村公園	小出農村公園	H10					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整		●→							
369	16 公園	農村公園	小岩内農村公園	H13					③現状維持 ↓ ⑫検討	令和4年8月の大雨災害により被災したことから、移転を検討する。	移転検討									

桃色 は令和8年〇月、水色 は令和7年7月、
 橙色 は令和6年7月、緑色 は令和5年6月、
 茶色 は令和4年6月改訂で修正したもの。

No.	施設類型	中分類	施 設 名	建 設 年	遊 難 所	耐 震 不 適 合	指 定 管 理	大 規 模 改 修 予 定	施設の 方向性	現状分析・今後の課題・取組	具体的な取組内容	R2	3	4	5	6	7	8	9	10
370	16 公園	農村公園	小口川農村公園	H14					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整		●→							
371	16 公園	農村公園	九日市農村公園	H10					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整		●→							
372	16 公園	農村公園	塩谷農村公園	H6					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整		●→							
373	16 公園	農村公園	志田平農村公園	H8					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整		●→							
374	16 公園	農村公園	下助洲農村公園	H5					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整		●→							
375	16 公園	農村公園	高御堂農村公園	H7					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整		●→							
376	16 公園	農村公園	葛籠山農村公園	H11					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整		●→							
377	16 公園	農村公園	七湊農村公園	S61					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整		●→							
378	16 公園	農村公園	平林農村公園	H10					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整		●→							

桃色 は令和8年〇月、水色 は令和7年7月、
 橙色 は令和6年7月、緑色 は令和5年6月、
 茶色 は令和4年6月改訂で修正したもの。

No.	施設類型	中分類	施 設 名	建 設 年	遊 難 所	耐 震 不 適 合	指 定 管 理	大 規 模 改 修 予 定	施設の 方向性	現状分析・今後の課題・取組	具体的な取組内容	R2	3	4	5	6	7	8	9	10
379	16 公園	農村公園	牧目農村公園	H5					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整									
380	16 公園	農村公園	松喜和農村公園	H13					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整									
381	16 公園	農村公園	松沢農村公園	S59					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整									
382	16 公園	農村公園	桃川農村公園	H11					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整									
383	16 公園	農村公園	宿田農村公園	S55					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整									
384	16 公園	農村公園	山屋農村公園	S54					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整									
385	16 公園	農村公園	大須戸ため池農村公園	H6			○		③現状維持	指定管理により現状を維持しながら継続して運営することとする。	指定管理									
386	16 公園	農村公園	旧中浜農村公園	S55					⑧廃止 ↓ ⑨用途廃止済 ↓ ⑥用途変更・転用	令和 8 年 3 月 31 日をもって廃止した。令和 9 年度には下水道施設として用途変更する。	地元住民との意見調整									
											下水道施設へ用途変更									

桃色 は令和8年〇月、水色 は令和7年7月、
 橙色 は令和6年7月、緑色 は令和5年6月、
 茶色 は令和4年6月改訂で修正したもの。

No.	施設類型	中分類	施 設 名	建 設 年	避 難 所	耐 震 不 適 合	指 定 管 理	大 規 模 改 修 予 定	施設の 方向性	現状分析・今後の課題・取組	具体的な取組内容	R2	3	4	5	6	7	8	9	10
		農村公園の数	40																	

桃色は令和8年〇月、水色は令和7年7月、
 橙色は令和6年7月、緑色は令和5年6月、
 茶色は令和4年6月改訂で修正したもの。

No.	施設類型	中分類	施 設 名	建 設 年	遊 難 所	耐 震 不 適 合	指 定 管 理	大 規 模 改 修 予 定	施設の 方向性	現状分析・今後の課題・取組	具体的な取組内容	R2	3	4	5	6	7	8	9	10
387	16 公園	森林公園	岩船すこやかふれあいの森 森林公園	H12					③現状維持											
388	16 公園	森林公園	岩船夕日の森 森林公園	H6					③現状維持											
389	16 公園	森林公園	浦田の森 森林公園	H5					③現状維持											
390	16 公園	森林公園	耕雲寺森林公園	H4					③現状維持											
391	16 公園	森林公園	道玄池いこいの森 森林公 園	H8					③現状維持											
392	16 公園	森林公園	荒川福祉の森	S49					③現状維持 ↓ ⑫検討	国有林を借り受け遊歩道として整備し、木橋や 展望台を設置している。隣接する農業用ため 池、荒川総合運動公園の今後の方向性を踏ま え、 廃止も含め 施設運営方針を定める。	施設運営方針の検討									
									方針決定											
393	16 公園	森林公園	お幕場森林公園	H14	□				③現状維持											
394	16 公園	森林公園	虚空蔵グリーンパーク	S60					③現状維持											
395	16 公園	森林公園	鳴海森林公園	H10					③現状維持											
		森林公園の数	9																	

桃色 は令和8年〇月、水色 は令和7年7月、
 橙色 は令和6年7月、緑色 は令和5年6月、
 茶色 は令和4年6月改訂で修正したもの。

No.	施設類型	中分類	施 設 名	建 設 年	遊 難 所	耐 震 不 適 合	指 定 管 理	大 規 模 改 修 予 定	施設の 方向性	現状分析・今後の課題・取組	具体的な取組内容	R2	3	4	5	6	7	8	9	10	
396	16 公園	公園	諸上寺公園	S42					③現状維持												
398	16 公園	公園	村上運動公園	S59					③現状維持												
399	16 公園	公園	記念公園	H8			○		③現状維持	当該住民に限らず広く利用が見込まれる公園。市指定の武家住宅が存在する。指定管理により現状を維持しながら継続して運営することとする。	指定管理		→	←				→	←		
400	16 公園	公園	鮭公園	S62			○		③現状維持	当該住民に限らず広く利用が見込まれる公園。遊具、東屋などの必要な施設整備を行い、指定管理により現状を維持しながら継続して運営することとする。	指定管理		→	←				→	←		
407	16 公園	公園	町家広場	H10			○		③現状維持	指定管理により現状を維持しながら継続して運営することとする。（R2～R12）	指定管理										
408	16 公園	公園	前坪公園	S56					③現状維持												
409	16 公園	公園	憩いの広場	S55					③現状維持												
410	16 公園	公園	中野水辺公園	H10					③現状維持												
411	16 公園	公園	パルパーク神林総合運動公園（交通公園含む）	H5			○		③現状維持	スポーツ施設整備計画に基づき、管理運営、施設整備を進める。	指定管理		→	←					→	←	
											スポーツ施設整備計画	→	←						→	←	

桃色は令和8年〇月、水色は令和7年7月、
 橙色は令和6年7月、緑色は令和5年6月、
 茶色は令和4年6月改訂で修正したもの。

No.	施設類型	中分類	施 設 名	建 設 年	避 難 所	耐 震 不 適 合	指 定 管 理	大 規 模 改 修 予 定	施設の 方向性	現状分析・今後の課題・取組	具体的な取組内容	R2	3	4	5	6	7	8	9	10
412	16 公園	公園	神林水辺の楽校	H12					③現状維持	当該住民に限らず広く利用が見込まれる公園。必要な施設整備を行い、機能維持に努める。										
413	16 公園	公園	お幕場大池公園	H2					③現状維持	当該住民に限らず広く利用が見込まれる公園。必要な施設整備を行い、機能維持に努める。										
414	16 公園	公園	神林とら堤公園	H20					③現状維持											
415	16 公園	公園	南大平ダム湖公園	H5				○ ↓ ⑫検討	③現状維持	当該住民に限らず広く利用が見込まれる公園。必要な施設整備を行い、機能維持に努める。天体観測施設は、大規模改修が必要な状況であり、事業内容の検証と今後の方向性を検討する。	天体観測施設の検証と方向性の検討		●	→				●	→	
											方針決定			●					●	
416	16 公園	公園	湯ノ沢遊園地	S52					③現状維持	利用が当該住民にある程度限られた身近な公園である。指定管理への移行を含め、公園、遊具の管理手法を地元と協議する。	地元住民との意見調整		●	→						
417	16 公園	公園	三面川桜づつみ	H13					③現状維持											
418	16 公園	公園	三面川自然観察公園及びデ イキャンプ場	H8					③現状維持											
419	16 公園	公園	市道三面・小国線沿線施設	H12					③現状維持											
420	16 公園	公園	高根交流広場	H17				○	③現状維持	指定管理により現状を維持しながら継続して運営することとする。 (R3～R12)	指定管理	→	←	→						

桃色 は令和8年〇月、水色 は令和7年7月、
 橙色 は令和6年7月、緑色 は令和5年6月、
 茶色 は令和4年6月改訂で修正したもの。

No.	施設類型	中分類	施 設 名	建 設 年	避 難 所	耐 震 不 適 合	指 定 管 理	大 規 模 改 修 予 定	施設の 方向性	現状分析・今後の課題・取組	具体的な取組内容	R2	3	4	5	6	7	8	9	10
421	16 公園	公園	山北交流広場	H4			○		⑫検討 ↓ ⑨用途廃止済	利用状況とトイレ施設の老朽化から令和8年3月31日をもって廃止した。今後、解体を検討する。	指定管理 方針検討 方針決定									
422	16 公園	公園	北中芭蕉公園	H3			○		⑫検討 ↓ ③現状維持	利用状況から、観光客が一定数いることから、施設を活用し、観光客誘致に努める。	方針検討 方針決定									
423	16 公園	公園	久保多町ふれあい広場	H5					③現状維持											
424	16 公園	公園	庄内町ふれあい広場	H5					③現状維持											
425	16 公園	公園	田端町ふれあい広場	H4					⑫検討 ↓ ③現状維持	村上市情報センター正面エントランスと一体となっている。歩道（道路）と一体となった管理を行う。	方針検討 方針決定									
426	16 公園	公園	飯野ふれあい広場	H1					③現状維持											
435	16 公園	公園	市道大町市役所線ポケットパーク	H4					③現状維持											
		公園の数	25																	

桃色 は令和8年〇月、水色 は令和7年7月、
 橙色 は令和6年7月、緑色 は令和5年6月、
 茶色 は令和4年6月改訂で修正したもの。